

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令要綱
第一 意匠登録令の一部改正

基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定等の登録の申請に関する規定について所要の整備を行うこと。
(第一条関係)

第二 関連意匠の意匠権に関する経過措置
基礎意匠の意匠登録出願の日が特許法等の一部を改正する法律(令和元年法律第三号)の施行の前日である場合における関連意匠の意匠権の移転等に関する所要の経過措置を定めること。(第二条関係)

第三 施行期日
この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行するものとする。
(附則関係)